

確認書 (令和8年度)

※以下は保育所（園）等利用に関する重要事項となります。内容を必ずご確認の上チェック（）し、ご提出ください。

1. 継続入所		
1	保育所等の継続入所には、保育を必要とする事由とその証明書が必要です。（現況届出で提出する就労証明の雇用期間が4月までに終了する場合は、新年度に証明書を再提出していただきます。）	<input type="checkbox"/>
2	就労証明書に不備があった場合は、会社にお問い合わせさせていただく場合があります。	<input type="checkbox"/>
3	保育を必要とする事由により、認定する保育所等の利用期間等が異なります。	<input type="checkbox"/>
4	締め切りまでに提出された書類で審査をします。締め切りを過ぎて提出された書類や、提出時に未記入となっている部分については入所審査に考慮いたしません。	<input type="checkbox"/>
5	事実婚と認められる家庭状況の場合、同居の世帯員を父または母とみなし、選考および算定に加えます。	<input type="checkbox"/>
2. 保育料		
1	保育料の納付期限（口座振替日）は月の末日です。（月の末日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）	<input type="checkbox"/>
2	市町村民税が未申告の場合は保育料の算定ができないため、最高額での算定となります。	<input type="checkbox"/>
3	父母（ひとり親家庭は父または母）の所得金額の合計が48万円未満のときは、保育料の算定に同居の世帯員の所得を加えます。（住民票上の世帯にかかわらず、同一住所は同居とみなします。）	<input type="checkbox"/>
4	保育料滞納について、督促状の送付や、市から連絡や訪問を行う場合があります。	<input type="checkbox"/>
5	保護者に保育料の誤納または過納があった場合は、未払いの保育料（過去の未払い保育料を含む）にこれを充当し、年度内に充当しきれなかったものについては還付します。	<input type="checkbox"/>
3. 変更		
1	就労状況、家庭状況などが変わった場合は、手続きが必要な場合がありますのでこども政策課へ必ずお知らせください。手続きなく変更が判明した場合や申請内容と事実が異なる場合は、支給認定及び保育所等の利用決定を取り消します。	<input type="checkbox"/>
2	転園については、新規入所の方の利用調整後、希望園に空きがある場合のみ可能とします。	<input type="checkbox"/>
3	課税状況に修正等があった場合は、その確認ができた翌月分より保育料を変更します。さかのぼっての変更はいたしませんので、修正申告等されたときはお知らせください。	<input type="checkbox"/>
4. その他		
1	毎年12月に次年度継続利用の申請書類（現況届、就労証明書等）を提出いただきます。年度ごとに書類の提出が必要です。	<input type="checkbox"/>

上記項目について確認、理解、了承したうえで、保育所に継続入所します。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____